

那須塩原テニス協会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は那須塩原テニス協会と称する。
- 第2条 本会は那須塩原市並びに同市近隣地域に所在する各テニス団体をもって組織する。
- 第3条 本会は事務所を事務局の自宅または勤務先に置く。

第2章 目的および事業

- 第4条 本会は各テニス団体の普及振興と技術向上および親睦を図ると共に栃木県テニス協会の支部協会として活動することを目的とする。
- 第5条 本会は目的達成のため次の活動を行う。
- (1) トーナメント、その他事業の主催並びに諸事業に対する後援、公認。
 - (2) 栃木県テニス協会主催の行事に参加する。
 - (3) その他目的達成に必要な事業を行う。
 - (4) 各団体は本事業運営に協力しなければならない。

第3章 総会

- 第6条 総会は本会の最高決議機関とし、各クラブの会員数に対応する代議員によって構成する。
- 第7条 総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 第8条 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決する、可否同数の時は議長がこれを決する。
- 第9条 総会は役員を選任等本会の重要事項を審議決定する。
- 第10条 毎年1回の定時総会を開き前年度の事業報告、収支決算および新年度事業計画、収支予算を付議するものとする。

第4章 役員

- 第11条 本会は第9条に基づき次の役員を選出する
- ・会長 1名 ・副会長兼監事 1名 ・事務局 1名・事務局補佐1名・会計 1名
 - ・顧問 若干名 ・ジュニア委員長
 - ・原則として各クラブから役員1名を選出することとするが、上記役員と兼務することも出来る。
- 第12条 会長は本会を代表し本会の運営を総括する。
- 第13条 会長および監事は、個人名をもって総会の決議事項とする。
- 第14条 会長は顧問を委託することができる。
- 第15条 会長は外部団体への出向者を委託することができる。
- 第16条 役員は任期を2年として外部団体への出向については例外を認める、又会長の任期は2年とし再選を妨げない。

第5章 会計

第17条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1) 加盟団体分担金および個人登録費
- (2) 事業収入
- (3) その他の収入

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌3月31日に終わる。

第19条 予算は会計年度の初めに総会の承認を得て決定する、決算は会計年度終了後監事の監査を経て報告しその承認を得なければならない。

第6章 附則

第20条 本会則は総会の決議がなければ変更することができない。

第21条 本会則に必要な細則は理事会で別に定める。

第22条 本会則は1988年4月1日から実施する。

本会則は2001年4月1日から実施する。

本会則は2005年4月1日から実施する。

本会則は2010年4月1日から実施する。

本会則は2013年4月1日から実施する。

本会則は2014年4月1日から実施する。

本会則は2015年4月1日から実施する。

本会則は2018年4月1日から実施する。

本会則は2019年4月1日から実施する。

運営活動費支給内規

[目的]

第1条 本内規は協会役員、理事の機関運営および活動の労に報いるために支給する活動費について定める。

[対象者および活動費]

第2条 活動費の支給対象および金額は次の通りとする。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 協会長 | ・年間20,000円 |
| (2) 事務局 | ・年間20,000円 |
| (3) 会計 | ・年間10,000円 |
| (4) 事務局補佐 | ・年間10,000円 |

[役員理事活動費]

第3条 交通費宿泊費について金額は次の通りとする。

- | | | |
|------------|----------|--------------|
| (1) 宇都宮 | (60km以上) | ・3,000円/回 |
| (2) 大田原 | (59km以下) | ・1,000円/回 |
| (3) 宿泊費 | | ・4,000円/泊 |
| (4) 交通機関使用 | | ・実費(会長承認のもの) |